									T		資料 3
対象	要求事項	免除条件	①ライフルから	②ライフルから	③バネで人形を	4	(5)	⑥フィギュアの	7	⑧ビー玉を指	⑨引く力を人
			の発射体(吸盤	の発射体(軸が	垂直に射出	銀玉鉄砲、	コルク銃	打ち出す小さな	輪ゴム銃	で押し込み射	力で加減で
一般 (4.18.1 一般)		付)	発泡体のもの)		BB 弾		ミサイル		出	きる弓	
	「発射体」の要求事項は次のものには適用しない。										
	- 恒久的に内部に包摂され、濫用試験で放出されない部品。						×				
	- 軌道に沿って推進されるか、別の表面上に射出される地上	型玩具。									
発射体 (4.18.1A 発	射体)										
先端	a) 剛性の先端半径 2mm 以上。(先端アセスメント・ゲージ)										
前縁	b) 「前縁」「前縁に隣接する角部」が滑らかであること	 射距離が 300mm 以下なら可	〇(概ね)								
	c)蓄積エネルギーを有する剛性発射体の「前縁に隣接する	利止離か3000000以下は6月									
	角部」は、半径 0.25mm 以上であること。										
吸盤の付いた	トルク試験、「吸盤発射体の引張試験」(5.22.6.5)	(1) 吸盤の直径が「小球」より以下なら可									
発射体	d) 発射体の直立長さは 57mm 以上であること	(2) 軸が発泡体、かつ吸盤直径が軸の直径以下	0	0	_	_	_	_	_	_	_
	e)吸盤は外れないこと	なら可									
蓄積エネルギーを有	 『 する発射体 (4.18.2 蓄積エネルギーを有する発射体付玩具)(使用	者から独立してエネルギーを蓄積することができる	3)	•	1	•	1	1	•	•	.
小部品	濫用試験、「壁面衝撃試験」(5.15.2)	(1)3 才以上の玩具で射距離 100mm 以下の発射体]	T		Δ	Δ	Δ	0		/
	a) 6 才未満対象の玩具は、発射体は小部品に該当しないこと。	又は、試験で生じた小部品は射出不能なこと。	0	0	0	(発射する	(付属のコ	(発射するミ	(輪ゴムな		
	6 才以上対象は、発射体が小部品に該当するときは、その旨	(2)「軸が発泡体でできた発射体」から放出された				玉が小部	ルクが小	サイルが小	どは除外		
	の警告を表示すること。	「発泡体」の小部品は可				品)	部品)	部品)	する。)		
運動エネルギー	b) 運動エネルギーが 0.08J 超の場合									1	
	① 衝撃面は弾性素材であること、かつ		Δ	0	Δ	0	0	0	0		
	② 警告表示を付すこと、かつ	射距離が 300mm 以下なら可	Δ	0	Δ	0	0	0	0		
	③ 単位面積当り運動エネルギー2500J/㎡以下であること。		Δ	0	Δ	0	0	0	0		
	c)保護用キャップが外れないこと。										
	d) 壁面衝撃試験(5.15.2)(シャープ。ポイント、シャープ。エッシ゛)										
即席の発射体	e) 図 21 の「即席の発射体」が、危険と判断される方法で	射距離が 300mm 以下なら可			·I		.1	.4	.4	1 /	
	射出されないこと。(図 21:「即席の発射体」のサイズを規定)	「危険と判断される方法」の判断基準									
	(鉛筆、長釘、ビー玉、コイン等)	①再現性・容易さ ②方向性、等	指定された即席発射体(コイン等)は、重量等が特定できないので、発射できる場合は警告表示を付すことで合格とする。(明確に危険と判断されるケースは不合格とし、それ以外はこの取扱いとする。)								
	「危険と判断されない」場合も、上記が飛ぶなら警告を表示	運動エネルギーが 0.08J 以下なら可									
蓄積エネルギーを有	 「 さない発射体 (4.18.3 蓄積エネルギーを有さない発射体付玩具)		I.							V	
(一般)		人に向かって投げることを意図した発射体には適]							0	0
		用しない。(フリスビー、ボール等)									
 - ロで操作			•								
 ダ <i>一</i> ツ			-								
	b) 保護キャップが前端と一体化している、丸められた前端に保										
	護キャップが取付けられている、又は弾性素材であること(磁									_	_
	力に依存する剛性素材は可)										
	c) 保護キャップが外れないこと。										
矢	単位面積当り運動エネルギー2500J/㎡以下であること。		1								
	壁面衝撃試験(5.15.2)(シャープポペイント、シャープ・エッジ)										
	a) 保護キャップが前端と一体化していること										
	b) 丸められた前端に保護キャップが取付けられていること						まウルホエナ4	りた笛形		-	_
	c) 弾性素材であること(磁力に依存する剛性素材は可)						青字は改正されまっま		、る笠 記		
	 保護キャップが外れないこと。						かけは 190 祝	格とは異なってし	る回り。	1	